

# 養育費のQ&A

- Q** 養育費の額はというふうにするの？
- A** 両親の収入を基にして両親が話し合っで決めるのが一般的です。一律にいくらと決まっているものではありませんが、目安となるものとして「養育費算定表」があります。
- Q** どうして支払わなければならないの？
- A** たとえ夫婦は離婚しても、かけがえのない父親母親としてお子さんを健全な社会人に育てる大きな責任があります。
- Q** 養育費は払わなくてもいいという約束をしたけど払わなければならないの？
- A** 離婚時にそのような約束をしたとしても、その後事情が変わってお子さんの生活費が必要になった場合は払わなければなりません。
- Q** 一度決めた額はずっと変わらないの？
- A** 大幅に収入が減ったり、再婚して扶養家族が増えたりした場合には両親が相談して減額することもできます。
- Q** 子どもが進学したり、入院したりしたときは？
- A** お子さんが進学したり、事故や病気入院したりして臨時の出費が必要になったときはその都度両親で話し合っで決めることが大切です。
- Q** 子どもに会えない場合には養育費は払わなくてもいいの？
- A** 養育費を負担することとお子さんの面会交流は全く別の問題です。養育費と面会交流はどちらもお子さんの心身の健康な成長にとって大切なものです。両親が離婚する際には、面会交流と養育費についてよく話し合っで決めておく必要があります。
- Q** 養育費について両親で話し合っでできないときは？
- A** 養育費や面会交流について、両親で話し合っでできないとき、または話し合っでも平行線で結論が出ないときは家庭裁判所に調停を申し立てることができます。
- Q** 約束した養育費を払わないとどうなるの？
- A** 公正証書を作成したり、調停で決めたときには収入や財産などの差押えを受けることがあります。

# 養育費の 取り決めを しましょう



「養育費を払える能力が相手にないから？」  
「相手とは一切かわりたくないから？」

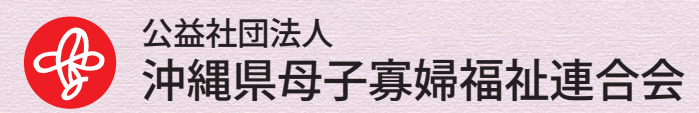
養育費を受けることを  
あきらめていませんか。  
でも、養育費を受けることは、  
子どもの権利でもあるのです。  
養育費を受けるために、  
いろいろな方法があります。  
ちょっと考えてみませんか。

## 養育費とは

養育費とは、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費や教育費、医療費などです。

この世に生を受けた子どもに親としてその生活を保障し、心の成長を支えることは、当然の責任です。養育費の支払い、親として子に対する最低の義務であり、別れて暮らす親と子を結ぶ絆です。

養育費に関する電話・来所相談を行っています



## ひとり親に関する支援のご案内

### 沖縄県母子家庭等就業・自立支援センター

沖縄県母子寡婦福祉連合会は沖縄県の委託を受けて、「沖縄県母子寡婦家庭等就業・自立支援センター事業」を行っています。厚生労働省認可の「無料職業紹介所」を併設し、母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父を対象として各種講習会（無料講座）を開催し、就業相談、特別相談を受け付けています。

■まずは電話で  
**098-887-4099**  
ご相談ください。

**養育費や面会交流に関する相談を受けています。**

**相談日時**  
9:00～16:30(水・金・土曜日)  
**専用回線 098-887-4108**  
※来所の場合は電話で予約、離婚前の方の相談もお受けします。

**自立支援のため専門の就業相談員が転職・就職について様々な面からあなたを応援します**

**相談受付**  
9:00～16:30(月～金曜日)  
(土・日・祝祭日・年末年始を除く)  
※来所の場合は電話で予約してください。

**特別相談 養育費専門相談**

**特別相談 法律相談(予約制)**

**就業相談 就業相談**

**就業相談 就業支援講習会**

**法律上の諸問題(慰謝料・遺産相続・金銭貸借等)について月2回弁護士による無料での相談を受けています。**

**相談日時**  
16:00～17:30  
(第2・4金曜日)

**就業に役立つパソコン、介護職員初任者研修、調剤事務、子育て支援員養成、介護福祉士国家試験対策講座(座学・実技)など資格取得のための講習会を行っています。**  
※詳しい募集要項については、ホームページ等でお伝えします。



**公益社団法人 沖縄県母子寡婦福祉連合会**  
**TEL: 098-887-4099 (代表)**  
 FAX: 098-887-4091 <http://www.okiboren.jp/>  
 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4-373-1  
 沖縄県総合福祉センター 東棟3階

**印(バス停留所) 市外線・市内線バス乗降**

- 那覇バス市外線  
25番普天間空港線・33番糸満西原線、97番城大線を利用。厚生園入口停留所で下車。南方へ約800m(徒歩約7、8分)
- 那覇バス市内線(石嶺町)  
9番小嶺石嶺線・11番安岡線・17番石嶺開南線を利用。石嶺営業所前で下車。東へ約650m(徒歩約6、7分)

**モノレール 首里駅から**

- 沖縄バス7・8番 首里城下町線を利用。石嶺営業所前で下車。東へ約650m(徒歩約6、7分)

駐車場に限りがあるため、公共交通機関や乗り合いのご来場にご協力ください。

## こどもの養育に関する合意書

Ver.132

### 1. 親権

こどもの親権については以下のとおりとします。

第1子	名前	性別	生年月日	親権者
ふりがな	おきなわ はなこ 沖縄 花子	男	平成 21年 1月 1日生	父 ・ 母
第2子	ふりがな	性別	生年月日	親権者
	おきなわ たろう 沖縄 太郎	男	平成 23年 11月 1日生	父 ・ 母

### 2. 養育費

(父・母)は〔父・母〕に対して、以下の条件でこどもの養育費を支払うこととします。ただし、父母の経済的状況が変更した場合には、協議の上変更することとします。

養育費の額	養育費の支払期限	いつから	いつまで
第1子 月額 35,000 円	毎月 ( 25 ) 日まで	この取決め月から	満 ( ) 歳の誕生日まで 満 ( ) 歳に達した後の3月まで 以下の学校を卒業するまで □高校 □大学 □( ) □( )まで
第2子 月額 35,000 円	毎月 ( 25 ) 日まで	この取決め月から	満 ( 20 ) 歳の誕生日まで 満 ( ) 歳に達した後の3月まで 以下の学校を卒業するまで □高校 □大学 □( ) □( )まで
その他 (入学、進学、習い事、入院や手術にかかる費用等の負担について) ・小学校への入学時には祝金として、10万円支払う。その後の進学時については、双方協議する。 ・入院、手術に要する医療費は、双方が半ずつ負担する。			
養育費の支払方法 (口座振込の場合にかかる手数料は、支払者が負担します。)			
第1子	第2子		
金融機関名 銀行 (信用金庫) 協同組合 本・支店名 店 店 口座の種類 口座の種類 (高利) 口座の番号 12345 その他 ( ) 67890 その他 ( ) 口座の名義 オキナワハナコ 口座の名義 オキナワタロウ			

### 3. 面会交流

こどもの面会交流 (離れて暮らす父や母がこどもと定期的、継続的に会って話したり、一緒に遊んだり、電話や手紙などで交流すること) については、以下のとおりとします。面会交流の際は、こどもの安全と安心を第一とします。

交流の頻度と方法	交流の場所	父母の連絡方法
<input type="checkbox"/> こどもが望むときいつでも <input checked="" type="checkbox"/> ( 2 ) 週間に ( 1 ) 回程度 日帰り ( 3 ) 時間程度 宿泊 ( ) 泊程度 <input checked="" type="checkbox"/> ( 6 ) ケ月に ( 1 ) 回程度 日帰り ( ) 時間程度 宿泊 ( 2 ) 泊程度 <input type="checkbox"/> 手紙や電話など ( ) その他特記事項 ・毎週日曜日午前11時に〇〇公園で待ち合わせ。詳細については、メールで協議する。 ・誕生日には、手紙を添えたプレゼントを贈る。 ・遠方への転勤など事情が変わった場合は、再度協議する。	<input checked="" type="checkbox"/> 公園・近隣施設など <input type="checkbox"/> 面会する親の自宅 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input checked="" type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 手紙 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> ( ) <input type="checkbox"/> ( ) を通じて

こどもの養育について、以上のとおり合意します。

父		平成 26 年 5 月 1 日	
氏名	沖縄 一郎	電話	( 090-1234-5678 )
印	( 沖縄 )	メール	( abc@dd.ne.jp )
現住所	( )	緊急連絡先	( )
〒	沖縄市おきなわ 1丁目5番100		
母			
氏名	沖縄 さくら	電話	( 090-8765-4321 )
印	( 沖縄 )	メール	( xyz@ef.co.jp )
現住所	( )	緊急連絡先	( )
〒	那覇市那覇 6丁目5番100		

## 1 親権

親権は、親が子を監護養育する権利と義務で、婚姻中は父母が共同で行使しますが、離婚後は、父母の一方が親権者となります。未成年の子がいる夫婦の離婚では、離婚届を提出する際、子それぞれの親権者を定める必要があります。

いずれの親と暮らすのが子の福祉に合うのか、父母が子の福祉の視点に立ってしっかりした話し合いをする必要があります。

## 2 養育費

親権者を決めるのと平行して、金額、支払時期、支払期間、支払方法などを具体的に決めておきましょう。養育費は、こどものためのものです。こどもと離れて暮らす親との関係を大事にするためにも、離婚時にきちんと取り決めましょう。

### ① 養育費の額

父母が話し合ってお互いに納得する金額を決めることが大切です。養育費の標準的な金額については、裁判官等の研究によって作成された「養育費の算定表」が参考になります。この「算定表」は裁判所や養育費相談支援センターのホームページ等で見る事ができます。こどもが複数の場合は、それぞれの額を決めておきましょう。

### ② 養育費の支払期限

支払いの時期を決めてください。毎月決めた日までに支払しましょう。

### ③ 養育費の支払期間

支払いの始期と終期を決めておきましょう。

### ④ その他

定額の養育費とは別に、入学金や医療費などの臨時的な費用負担等についても決めておくとういでしょう。

### ⑤ 養育費の支払方法

支払方法(口座振込など)を決めておきましょう。複数のこどもがいる場合は、それぞれについて決めておくとういでしょう。



## 3 面会交流

面会交流は、こどものためのものですので、こどもにとってどのような面会交流が望ましいかという視点から、具体的な条件を取り決めておきましょう。

### ① 交流の頻度と方法

週又は月に何回、何時間、宿泊(何泊程度)、手紙や電話のやりとりを認めるかなどを決めておきましょう。

### ② 交流の場所

交流する場所を決めておきましょう。また、待ち合わせ場所も決めておくとういでしょう。

### ③ 父母の連絡方法

連絡方法の手段を具体的に決めておくとういでしょう。

### ④ その他特記事項

事情が変わった場合は再度協議することや、誕生日のプレゼントや交通費等の費用負担などについても取り決めておくとういでしょう。

### ⑤ 父母が心がけること

面会交流の際に子どもがのびのびと過ごせるように、子どもの気持ちや日常生活のスケジュールや生活リズムを尊重して、会い方や面会時の過ごし方を考えましょう。どちらの親も、相手の悪口を言わない、約束を守るなどのルールを守ることが大切です。



## 合意書の使い方



- ① 父母が子どもの今後の接し方について、お互いが考えるきっかけに使いましょう。
- ② 合意に達したら、双方署名して2通作成し、1通ずつ保管しましょう。(調停、裁判、公正証書作成などの資料として役立ちます。)
- ③ 合意書を持って相手方と一緒に公証人役場へ行き、公正証書を作成してもらいましょう。万が一、約束した養育費が支払われなかったときに、強制執行認諾条項が入っていれば強制執行(給料、財産の差押え)を申し立てることができます。



## 養育費・面会交流の手続の流れ

